

市第19号議案

横浜市火災予防条例の一部改正

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年5月17日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第47条第3項各号を次のように改める。

- (1) 水源は、その水量が令第11条第3項第1号に掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあつては5.2立方メートル以上、同項第2号に掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備のうち、同号の規定に基づき同項第1号に掲げる基準による場合にあつては5.2立方メートル以上、同項第2号イに掲げる基準による場合にあつては2.4立方メートル以上、同号ロに掲げる基準による場合にあつては3.2立方メートル以上の量となるように設けること。
- (2) 性能は、2個の屋内消火栓を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、令第11条第3項第1号に掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあつては、放水圧力が0.17メガパスカル以上で、かつ、放水量が130リットル毎分以上、同項第2号に掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備のうち、同号の規定に基づき同項第1号に掲げる基準による場合にあつては、放水圧力が0.17メガパ

スカル以上で、かつ、放水量が130リットル毎分以上、同項第2号イに掲げる基準による場合にあっては、放水圧力が0.25メガパスカル以上で、かつ、放水量が60リットル毎分以上、同号ロに掲げる基準による場合にあっては、放水圧力が0.17メガパスカル以上で、かつ、放水量が80リットル毎分以上のものとする事。

#### 附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

消防法施行令の一部改正に伴い、屋内消火栓設備に関する基準の整備を図るため、横浜市火災予防条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市火災予防条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（屋内消火栓<sup>せん</sup>設備に関する基準）

第47条 （第1項及び第2項省略）

3 令第11条第1項又は第2項の規定により、地階を除く階数が5以上の防火対象物に設ける屋内消火栓設備は、次の各号によらなければならない。

- (1) 水源は、その水量が令第11条第3項第1号に掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあつては5.2立方メートル以上、同項第2号に掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備のうち、同号の規定に基づき同項第1号に掲げる基準による場合にあつては2.4立方メートル以上（令第11条第3項第2号の規定に基づき、同項第1号に掲げる基準による場合は5.2立方メートル以上）の量となるように設けること。  
メートル以上の量となるように設けること。
- (2) 性能は、2個の屋内消火栓を同時に使用した場合に、それぞれのノズルの先端において、令第11条第3項第1号に掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあつては、130リットル毎分以上、放水圧力が0.17メガパスカル以上で、かつ、放水量が130リットル毎分以上、同項第2号に掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあつては60リットル毎分以上（令第11条第3項第2号の規定に基づき、同項第1号に掲げる基準による場合にあつては、放水圧力が0.17メガパスカル以上で、かつ、放水量が130リットル毎分以上、同項第2号イに掲げる基準による場合にあつては、放水圧力が0.25メ

ガパスカル以上で、かつ、放水量が60リットル毎分以上、同号  
口に掲げる基準による場合にあつては、放水圧力が0.17メガパ  
スカル以上で、かつ、放水量が80リットル毎分以上のものとし  
ること。

(第4項及び第5項省略)